

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	釈蓮禪と藤原周光の紀行唱和詩の成立時期について
Sub Title	
Author	佐藤, 道生(Sato, Michio)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1983
Jtitle	三田國文 No.1 (1983. 1) ,p.13- 20
JaLC DOI	10.14991/002.19830100-0013
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19830100-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

蓮禪が出家した時期は、卷十「春日遊勝應彌陀院」の詩句に「壯年早遁世縁後、西土託生偏染肝。」とあるので、四十歳以前と考えられる。

蓮禪(資基)の事績としては、『三外往生記』、『打開集』三巻、『一句鈔』の編著が挙げられるが、諸記録類にはその名は見出されない。

保延元年(一一三五)八月十二日の十二社奉幣のうち、大原野への使に「資基」の名が見える(『中右記』)。しかし、後に比定する生年から、この年蓮禪はすでに五十代であり、「壯年早遁世縁」れた事実には合わない。従って、ここに見える資基は、教通流能登守藤原基兼の息男、従五位下刑部少輔資基であろう。また、久安五年(一一四九)六月二十八日の右衛門督藤原家成家歌合に出詠している「資基入道」も基兼男の方であろう。(4)

さて、蓮禪の祖父公房は、正二位藤原経任の養子となっているので、『尊卑分脈』が光公孫の項にもその系図が見出される。



ここには資基の名は見えず、前掲の実頼流の系図で資基男とある章実が公明男とされている。このまま解釈すると、公章と公明とは別人で、公明が資基に当たることになる。しかし、蓮禪の兄は諸記

録類において、「公章」「公明」と両様の書き方がされているので、この場合も、公明は公章と同一であり、『尊卑分脈』の誤りかと思われる。資基男の資保、公寛の二人はともに公章の養子となっている(それぞれ『尊卑分脈』、『中右記』長承三年二月十七日条)ので、次子章実もそうであったと考えたい。

蓮禪の父通輔

蓮禪の父通輔は、『中右記』嘉保二年(一一九五)四月二十四日条に、その死去の記事があり、官歴と為人が知られる。

聞、此卯時許、藏人兵部大輔兼木工頭藤通輔卒去年卅六之由。

通輔者左京大夫公房一男也。母故通任之女。往年父卿辞相公

申補五位藏人之後、此四五年夙夜奉公。心性甚直、萬人恋

慕。就中與下官成兄弟契、未有改変、于朝于夕常以接

襟。而去十五日供奉賀茂行幸之後、身有温氣、顔示不例由。

度々向門前相訪之處、已滅氣由有返報。俄從昨日夕重惱、

今朝遂以逝去。吁嗟哀哉、生死之別不可云盡歎。七旬父母

于今猶在。就中只一子也。量思一子之別、悲歎無極歎。

「兄弟契」を結び、「常以接襟」とあるように、『中右記』には宗忠と通輔が同車して参仕、退出帰家する事が頻繁に見られ、通輔の事績も散見される。彼に関して簡単に記しておく。

参議正三位藤原公房の一男で、康平三年(一一六〇)生れ。『中右記』に初見の寛治四年(一一九〇)四月九日、齋院令子内親王御禊に五位として見え、摂政藤原師実の家司である。これ以前の記録としては、応徳四年(一一〇八七)の元日擬侍従の少納言として「正五位下藤原朝臣通輔」とある(『江家次第』卷十一、応徳三年十二月二日

付の定文。

寛治五年八月八日、藏人に補される。この時、正五位下兵部権大輔であった(『中右記』、「職事補任」。後者は八月九日補する)。これは、父公房が参議を辞するに当って申請したのである(『公卿補任』)。

寛治八年十月二十四日の夜、皇居堀河院が焼亡した。偶々この夜通輔は、侍従宗忠、左京権大夫源俊頼とともに宿侍しており、出火に際して堀河天皇の指示の下に奔走している(『中右記』)。

通輔の精勤ぶりは『中右記』から伺われるが、彼はしかも有職故実に明らかった。宗忠は女叙位(寛治六年正月十日)や石清水臨時祭(同年三月二十三日)などでは、通輔から行事の故実を教わったり、治部卿源俊明に故実を尋ねる場合に通輔を通したり(同年四月八日)、また、出仕しなかった日の出来事を通輔から聞いて日記に注付したりしている(寛治八年三月十九日、四月十二日)。通輔のその方面の知識は宗忠に信頼されていたことがわかる。それというのも、祖父に『春記』作者の正三位藤原資房を持っていたからである。父公房は資房の子として生まれたが、正二位大納言藤原経任の養子となった。しかし、資房の日記は通輔まで相伝されていた。寛治六年七月二十一日、石清水八幡宮における金泥大般若経供養では、通輔は「祖父春宮大夫記」から長暦三年の先例を引いて宗忠に示している(『中右記』)。この類の事は、『中右記』同年八月十四日、十七日、二十一日、翌年十月八日の各条にも見られる。

いつ木工頭を兼ねたのかわからない。嘉保二年四月二十四日、三十六歳で没した。

没後、父母は千日講を行ない、後世を弔っていたが、その験あって天上に生まれたことを通輔が息男公章の夢に詩を作って示したと

いう(『中右記』水長二年(一〇九七)九月七日条、『続古事談』卷二)。

通輔の風流韻事の方面の事績は『中右記』から次の三つが知られる。寛治六年(一〇九二)四月十二日、女御篤子内親王御所で和歌管弦の催しがあり、そこで「松色久緑」の題で詠まれた和歌の講師を務めている。寛治八年閏三月十七日、藏人頭藤原能実の八條亭の聯歌管絃の興に、宗忠、源少将有賢、因幡守藤原長実らとともに加わっている。同年八月十九日、前関白師実が賀陽院で催した歌合に参上している(歌人としてではない)。

これ以前には、承保二年(一〇七五)九月、承暦二年(一〇七八)四月三十日の二箇度の内裏歌合への参加が認められる。

詩会への参加も頻繁にあったと思われるが、現存史料には見出されない。

蓮禪の妹宰相典侍

通輔没後、宗忠男の宗能の夫人となった通輔女の宰相典侍について記しておく。

これも『中右記』にその死去の記事がある。大治五年(一一三〇)六月十七日条に、

辰時許、宰相典侍卒去之由所聞也。件人故通輔女也。年四十九
院與御乳母同有恩許入也。件人許ニ、此中将女子二人生也。中将籠居。

とある。左中将宗能(当時四十七歳)との間に二人の女子があったと知られる。没年は三十九歳の方に従いたい。宰相典侍は父通輔が没した時に四歳であった。その後は、祖父公房が見したと思われる。公房が参議であったので、「宰相」の冠称があるのだろう。

蓮禪の兄公章

蓮禪の兄公章の生年は未詳であるが、次節で比定する蓮禪の生年から、父通輔二十一歳の承暦四年（一一〇八〇）頃の生れとここでは考えておく。

寛治二年（一一〇八八）白河院御給を賜わる（『中右記』天承二年正月五日条）。

嘉保二年（一一〇九五）四月二十四日、十六歳で父に死別する（『中右記』）。この後、母が若狭守藤原通宗女であることから、通宗の弟通俊（当時、従二位権中納言、治部卿）の養子となる（『尊卑分脈』）。二年後の永長二年（一一〇九七）正月三十日の除目で式部少丞に任ぜられる（『中右記』）。この年の秋、公章の夢に父通輔があらわれ詩作する（前述）。

康和三年（一一〇二）九月十一日、忠実邸の聯句会に、源俊仲、大江通国、同広房、藤原兼基らとともに参加する（『殿曆』）。

長治元年（一一〇四）十一月十日、因幡権守某の書亭で催された詩会に「朝散大夫公明」として出席する（『中右記部類紙背漢詩集』）。同じ頃、「藤二千石文亭」の詩会にも「散位公明」として出席する（『詩序集』）。これにより、長治元年以前に叙爵し、式部少丞を辞し散位となったと推定される。

天永二年（一一一一）十月五日、中納言忠通の作文始の招待客の中にその名が見出されるが、身分は、『中右記』には「君達」、『永昌記』には「散位」とある。同年十一月二十五日、中納言（忠通か）邸の詩会に「散位公章」として出席する（『中右記部類紙背漢詩集』）。

翌天永三年二月六日には白河院殿上人としてその名が見出される

（『中右記』）。

この後、少納言となるが、任ぜられた時期はわからない。永久五年（一一一七）二月七日には既にその職に就いている（『殿曆』）。そして、保安四年（一一二三）二月十九日の崇徳天皇即位の儀には「典儀、少納言正五位下藤原公章」として奉仕する（『天祚禮記職掌録』）。

大治二年（一一二七）正月、筑前守に任ぜられ（『大日本史』表、国郡司、筑前、大治四年正月二十四日には右京権大夫を兼任する（『中右記』））。

翌年秋には鳥羽院昇殿を聴され、九月五日の三條東邸の和歌御遊には、和歌を奉って人々に属目された。

天承二年（一一三二）五月十九日に筑前守を辞す。

翌長承二年には、元日擬侍従を務め、三月二十九日、正四位下に叙せられ、四月二十八日、北野の作文会に出席する（以上『中右記』）。この年、公章は推定年齢五十四歳である。

これ以後の公章の動向は不明であるが、ともかく彼が詩歌の才にすぐれていたことは以上から知られよう。

『無題詩』（巻七）には、その没後、蓮禪が荒廃した旧宅に遺子を訪れた時の詩（『冬日向敵右京兆東山之舊宅、視聽所催、潸然而賦矣。』）が見える。最終官職は正四位下右京大夫であった。

公章は、藤原敦基（周光の養父）女を妻としており、二人の間には資重が生まれている。蓮禪と周光との結びつきも公章を介してのことであったのかもしれない。

以上、父、兄弟の順に蓮禪の環境を見た。⁽⁶⁾彼の詩才は後世、「想夫空海之後釈氏言、詩者、未聞有如蓮禪者。」（『本朝一人一首』巻六）

と評される程卓越していたが、そこに、博大な父や文才に長けた兄からの影響を見逃すことはできない。

蓮禪と筑前国との関係

蓮禪の撰である『三外往生記』に「筑前入道」と割注があるように、彼と筑前国とは何らかの關係があると思われる。

『無題詩』巻七には、筑前から帰洛する際の道筋に沿った紀行詩が二群ある。ひとつは今問題としてゐる蓮禪・周光の次韻による唱和詩十六首であり、いまひとつは蓮禪の十七首である。前者をA群、後者をB群とする。詩の内容からA群は春季の作で、B群は秋季の作であるから、詩作の時期は異なる。両群を比べると、詩作の場を同じくするのは筑前の葦屋の詠である。蓮禪はA群の「宿葦屋泊」で「斯泊三為往反躬」と言い、B群の「着葦屋津有有感」の尾聯で「不圖再至到於斯地、思舊瀾干淚忽降。」と云い、この聯に「往年隨養親路次此泊。今又來。故云。」と注している。従つて、蓮禪の筑前下向は、養親に随つた時が初度で、B群の詩作の時の往路が二度目、A群の詩作の時の往路が三度目ということになる。

それでは、養親に随行した初度の筑前下向はいつのことであつたらう。

資基（蓮禪）の兄弟は、父通輔に死別して後、それぞれ然るべき縁故者の養子となつた。兄公章は、母の若狭守通宗女の關係から、通宗の弟通俊の養子となつた（『尊卑分脈』）。恐らく資基もその縁で、筑前と關係のある者の養子となつたと思われる。それに該当する人物に、通宗の従弟で正四位下筑前守藤原基実がいる。基実もまた通

宗女を妻としていた（『尊卑分脈』）。

基実は、長治二年（一一〇五）十二月晦日、筑前守に任ぜられ（『中右記』）、天仁元年（一一〇八）八月二十八日、六十四歳で任国において没した（『中右記』同年九月十九日条『尊卑分脈』）。恐らく資基は長治三年早々に養父基実に随つて筑前へ下り、養父が没するまでの二年半をそこで過したと思われる。

ここで、資基の生母について考えておきたい。『尊卑分脈』にはその記載はなく、断定はできないが、養親を基実とすれば、その母は兄公章と同じ通宗女と考えてよいのではないだろうか。『詩序集』の「散位班—資基」（後の蓮禪であろう）の作、「冬夜於源二千石書窓守庚申同賦白雪滿園池詩」に

亭主二千石者、花族之第一也。左僕射之順孫、源相公之長子。齡在三丁壯、期昇進於棘路之塵焉。

とある。この「源二千石」は、左大臣源俊房孫で、參議師頼の長男の師能であると思われる。師能の母も若狭守通宗女である（『尊卑分脈』）。資基は母の姉妹の關係で師能のもとに出入りしたのであらう。

次に、二度目の筑前往反の時期について考えてみよう。「五十生遲殘日少」（着同国江泊頓作之）の詩句から、出家後であると知られる。また、「一尋西府温泉地、治病逗留及三兩年。」（着長門壇即事）と「浪跡二年遊蕩子。」（於室泊即事）から、下向の目的が湯治にあり、二年に及ぶものであつたことがわかる。しかし、「過門司関述四韻」の領聯に「門司因例雖加警、社牒有威不懼行。」とあり、これに「香椎宮行牒、威權滿日域。抱関者不能留。」と注があることからして、湯治というような私的な目

的だけでなく、公務を携えた筑前下向であったように思われる。さらに、帰洛するに当って、「未_レ全_レ衣_レ錦_レ婦_レ郷_レ土_レ」(過_二山鹿_一三崎_レ詠_レ之)などと、此度の下向に栄利達成の可能性があったような語気が見られることからそれは想像されよう。

恐らく二度目の筑前下向は、兄公章の筑前守赴任に伴ってのことであったと思われる。前述の如く、公章は大治二年(一一二七)正月筑前守に任せられ、天承二年(一一三二)五月十九日に辞している。但、彼は大治五年九月五日に初めて鳥羽院へ昇殿し、天承二年正月五日の叙位の儀にもその名が見えるので、実際に任国にあった時期は明らかではない。

それでは、B群の詩作の時期、即ち蓮禪の帰洛の年はいつであったろうか。詩の内容から季節は秋である。また、「逗留及_二兩年_一」「浪跡二年遊蕩子」とあることから、蓮禪の帰洛の時期は、大治三年から天承元年までのいずれかの年の秋であろう。

「於_二渡津_一述_レ懷」の起聯に「秋去秋來_レ騎_レ旅_レ天。俄乘_二歸_レ棹_一在_二江_レ辺。」とあるので、秋を迎えて急に帰洛することが決まったことが知られる。この四年間の夏から秋にかけて起きた重大事といえ、大治四年七月七日の白河法皇崩御であろう。これに伴う政局の変化に反応して公章が上洛する折に、蓮禪が同道したと考えられなくもないが、それよりはむしろ、大治五年六月十七日、通輔女で藤原宗能夫人の宰相典侍が没した事により、蓮禪は都へ戻らなければならなくなつたのではなからうか。妹の死という悲報を受けて俄かに帰船に乗り込んだものと考えたい。

「着_二同国江泊_一頓_レ作_レ之」に「五十生涯_レ殘_レ日_レ少。」の句があるのを、大治五年に蓮禪四十代後半とすると、その生年は永保三年(一

〇八三)頃と比定される。この推定によれば、蓮禪は、父通輔二十四歳の時の子であり、十三歳で父に、二十六歳で養父藤原基実に死別したことになる。蓮禪の出家、さらに『三外往生記』の執筆は、この実父、養父の相次ぐ死と無縁ではなからう。

紀行唱和詩の成立時期

前節では、蓮禪の二度の筑前下向はいずれも身内の筑前守赴任に関係するものであったことを見た。それでは、蓮禪にとっては三度目であり、周光とともに遊んだ筑前旅行はいつのことか、どのような事情によるものであったろうか。その折の唱和詩十六首には二人の年齢をはっきりと示す語句はなく、その時期については、蓮禪の側からは、二度目の筑前下向より戻って以後としか言えず、従って、周光の側から考えてみなければならぬ。

周光の和した「周防田嶋湊」の尾聯「洛中再会_レ儉_レ待。去夏_レ祖筵_レ拙序_レ成。」に注して「去年_レ禪下_二西_レ鎮_一。発向_レ之日、東山_レ餞_レ別_レ之筵、予_レ為_二唱_レ首_一儉_レ約_二後_レ会_一。故云。」とあることから、周光が筑前へ下つたいきさつが次のように推測される。

去年の夏、西下する蓮禪のために送別の宴が開かれ、周光が詩序を執筆した。洛中で再会することを儉かに約束し、蓮禪を見送つたが、周光自身も筑前を「遊蕩」したくなり、あとを追いかけて、洛中ならぬ西鎮で再会した、と。彼らの旅中の詩に屢々見られる「遊蕩」の語は、たんなる放逸を言うのではなくして、俗塵を離れて、閑雅な心の逍遙の中に我身を託すことを意味するのである。

『無題詩』には筑前における二人の勸韻詩(或いは次韻詩)が見出される。

卷三「対月独吟」(周光)と「客館対月」(蓮禪)

卷十「遊閩西山寺」

卷十「冬日参詣安楽寺聖廟」

がそれで、季節は秋、秋、冬である。二人は再会した後、連れだつて筑前の秋と冬の自然に遊び、年を越した。そして、春の瀬戸内海を遊覧し、唱和を楽しみながら都へ向つたのである。恐らく都に到着したのは夏も半ばの頃であつたらうから、一年にも及ぶ紀行の日々を送つたことになる。

このような長期間に亘る旅程を周光はその生涯のどの時期に体験できたであろうか。

周光は承暦三年(一〇七九)生まれ。民部丞藤原頼長の次子で、後に文章博士藤原敦基の養子となる。儒家の門をくぐつたものの、養子という事でなかなか栄進せず、漸く天治元年(一一二四)四十六歳で文章生に補され、任官の道が開かれる。左衛門尉となり、後に檢非違使を兼ね、永治二年(一一四二)六十四歳で叙爵する。学問と官職の両面で險阻な道を歩み、若い時分から隠遁を願つていた周光ではあつたけれど、実際にそのような生活に踏み切れることは容易ではなかつた。しかし、この叙爵を機にしてか、檢非違使を辞し、隠遁生活に入る。そして、侍従として再び出仕するようになるのは久安年間(一一四五～一一五一)初めのことである。その後、大監物に転任する。そして、最後に生存が確認される保元三年(一一五八)正月以後まもなく、八十余歳の生涯を閉じたと思われる。こうして周光の一生を見渡すと、蓮禪とともに筑前の地に遊んだのは、檢非違使を辞して隠遁していた時期と考えるのが妥当であるように思われる。煩忙な官職の間にあつては、上述の意味における

長期間の「遊蕩」の生活は実践し得たとは考えにくい。やはり、その後、叙爵するに至つてはじめて、兼ねてからのその願ひは漸くにして実現し得る心の余裕が生まれたと思われるのである。

蓮禪の側から見ても、この時期(周光六十五、六歳)は、二度目の筑前下向から戻つて後十三、四年を経過しており、時間の流れの上では矛盾はない。但、蓮禪の此度の下向の目的がどのようなものであつたかは不明である。

以上、蓮禪・周光の筑前旅行は、周光が隠遁していた康治二、三年(一一四三～四四)、蓮禪六十二、二歳、周光六十五、六歳頃のことと推定した。

これをふまえて紀行唱和詩十六首を解釈すべきであるが、それは稿をあらためて論じたい。

注

1 蓮禪について論じたものに、

①平泉澄「厭世詩人蓮禪——三外往生記と本朝無題詩——」(我が歴史観)所収 大正15年 至文堂

②大曾根章介「本朝無題詩」成立考(上)(下)「国語と国文学」37巻 5・6号、昭和35年5・6月

③小原仁「院政期文化人貴族の思想動向——釈蓮禪(藤原資基)を中心にして——」(日本歴史27号、昭和46年3月)

④藤原正義「蓮禪論——院政期文学の一面——」(北九州大学文学部紀要8号、昭和48年3月)

⑤金原理「釈蓮禪」(今井兼衛教授退官記念文学論叢、昭和57年6月)などがある。

2 井上宗雄「平安後期歌人伝の研究」(昭和53年、笠間書院)所収「丹後守藤原為忠」(p.250)の御説に従いたい。

- 3 同席した文人の官職表記「能州司馬令明」と「文章得業生尹通」から、藤原尹通が文章得業生となった康和五年（一一〇三）（『朝野群載』）以後、藤原令明が対策に及第した長治三年（一一〇六）正月（『中右記』）までの間の詩会である。
- 4 川村晃生氏の御教示による。
- 5 蓮禪の弟、辨覚と静俊については、注1①の論文を参照されたい。
- 6 注1④の論文を参照されたい。
- 7 この句は、『漢書』「項籍伝」に「富貴不_レ帰_二故郷_一、如_二衣錦夜行_一。」とあるに基づく。
- 8 周光の伝については、拙考「藤原周光の生涯」（平安文学研究67輯、昭和57年6月）を参照されたい。